

令和4年度 保険料段階別被保険者数（対象人数は令和4年6月3日現在）

保険料段階	対象となる方		令和3年度		対象人数	構成比
			基準額 × 割合 = 年間保険料額(月額換算)			
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		78,000円 × 0.25 = <b>19,500円</b> (1,625円)	※軽減前【78,000円 × 0.45 = 35,100円】	33,585人	3.6%
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.25 = <b>19,500円</b> (1,625円)	※軽減前【78,000円 × 0.45 = 35,100円】	127,727人	13.7%
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間120万円以下の方で、 かつ第2段階に属さない方	78,000円 × 0.35 = <b>27,300円</b> (2,275円)	※軽減前【78,000円 × 0.60 = 46,800円】	64,324人	6.9%
第4段階		上記以外の方	78,000円 × 0.60 = <b>46,800円</b> (3,900円)	※軽減前【78,000円 × 0.65 = 50,700円】	59,236人	6.4%
第5段階		同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「合計所得金額 －公的年金等所得金額」の 合計が年間80万円以下の方	78,000円 × 0.90 = <b>70,200円</b> (5,850円)		116,455人
第6段階 <基準額>	上記以外の方		78,000円 × 1.00 = <b>78,000円</b> (6,500円)		110,613人	11.9%
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	78,000円 × 1.07 = <b>83,460円</b> (6,955円)		99,723人	10.7%
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	78,000円 × 1.10 = <b>85,800円</b> (7,150円)		78,491人	8.4%
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	78,000円 × 1.27 = <b>99,060円</b> (8,255円)		106,735人	11.4%
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	78,000円 × 1.55 = <b>120,900円</b> (10,075円)		54,658人	5.9%
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	78,000円 × 1.69 = <b>131,820円</b> (10,985円)		36,433人	3.9%
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	78,000円 × 1.96 = <b>152,880円</b> (12,740円)		15,862人	1.7%
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	78,000円 × 2.28 = <b>177,840円</b> (14,820円)		10,490人	1.1%
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	78,000円 × 2.60 = <b>202,800円</b> (16,900円)		7,737人	0.8%
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	78,000円 × 2.80 = <b>218,400円</b> (18,200円)		3,533人	0.4%
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	78,000円 × 3.00 = <b>234,000円</b> (19,500円)		6,737人	0.7%
※消費税による公費を投入する軽減措置前の保険料割合、年間保険料額 合計所得金額とは、介護保険法施行令上の合計所得金額					計	932,339人